

緊急事態宣言下における建設業課審査担当窓口からのお願い

今年度に入り、東京都庁建設業課窓口においては申請者数が例年よりも増加しており、窓口が大変混雑しています。1番窓口における現在の平均的な待ち時間は約45分、混雑時には約2時間待ちとなっている状況です。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、不要不急の申請・変更の届出等については、緊急事態宣言の期間終了後に申請いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

また、来庁される際は、マスクを着用するなど、感染拡大防止のご協力をお願いいたします。

なお、**一部の届出事項については、郵送での受付が可能**となっておりますので、下記の手続きをご確認ください。

■郵送可能な届出

- ・決算報告
- ・許可要件に関わらない届出事項
商号、営業所の名称・所在地・電話番号・郵便番号、資本金額
役員等（経營業務の管理責任者・専任技術者・令3条の使用人に該当するものを除く）
代表者（申請人）、役員等の氏名にかかる改姓・改名

■郵送する書類等

- ・正本、副本、入力票、役員等の一覧表
（必要な書類については手引きをご確認下さい）
- ・返信用封筒（切手貼付）
- ・変更届送付票

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/pdf/R2_35kensetsu_info.pdf

（郵送先）

〒163-8001 東京都新宿区
東京都 都市整備局 市街地建築部 建設業課 審査担当2番窓口

■建設業許可申請の手引・各様式データ一覧

- ・変更届に関する手続きは、手引き P. 73～
- ・廃業届に関する手続きは、手引き P. 92～

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/kensetsu_kyoka_tebiki3.htm